

昭和26年2月21日認可
改正

昭和39年1月27日改正（変更認可）
昭和40年1月25日改正（変更認可）
昭和42年1月23日改正（変更認可）
昭和42年3月29日改正（変更認可）
昭和48年8月22日改正（変更認可）
昭和52年3月30日改正（変更認可）
昭和55年3月29日改正（変更認可）
昭和58年8月31日改正（変更認可）
平成7年5月18日改正（変更認可）
平成12年8月4日改正（変更認可）
平成12年12月21日改正（変更認可）
平成13年8月1日改正（変更認可）
平成13年12月20日改正（変更認可）
平成14年7月30日改正（変更認可）
平成15年7月31日改正（変更）
平成16年1月19日改正（変更認可）
平成16年1月27日改正（変更）
平成16年3月2日改正（変更）
平成16年11月30日改正（変更認可）
平成17年1月27日改正（変更）
平成17年4月1日改正（変更認可）
平成18年3月3日改正（変更）
平成18年9月28日改正（変更）
平成19年3月2日改正（変更）
平成20年3月7日改正（変更）
平成21年3月5日改正（変更）
平成21年7月30日改正（変更）
平成22年8月9日改正（変更）
平成22年9月14日改正（変更）
平成24年2月1日改正（変更）
平成24年4月1日改正（変更）
平成25年4月1日改正（変更）
平成26年4月1日改正（変更）
平成27年4月1日改正（変更）
平成28年4月1日改正（変更）
平成29年4月1日改正（変更）
平成30年4月1日改正（変更）
平成31年4月1日改正（変更）

第1章 目的

（目的）

第1条 本法人は、教育基本法及び学校教育法の規定に従い、教育を施すことを目的とする。

第2章 名称及び事務所の所在地

（名称）

第2条 本法人は、「学校法人玉川学園」と称する。

(事務所)

第3条 本法人は、事務所を東京都町田市玉川学園6丁目1番1号に置く。

第3章 設置する私立学校の名称

(設置する学校)

第4条 本法人は、次の私立学校を設置する。

(1) 玉川大学

大学院

文学研究科

農学研究科

工学研究科

マネジメント研究科

教育学研究科

脳科学研究科

文学部

国語教育学科

人間学科

英語教育学科

農学部

生産農学科

環境農学科

先端食農学科

生物資源学科

生物環境システム学科

生命化学科

工学部

情報通信工学科

機械情報システム学科

ソフトウェアサイエンス学科

マネジメントサイエンス学科

エンジニアリングデザイン学科

経営学部

国際経営学科

教育学部

教育学科

教育学科(通信教育課程)

乳幼児発達学科

芸術学部

パフォーマンス・アーツ学科

メディア・デザイン学科

芸術教育学科

リベラルアーツ学部

リベラルアーツ学科

観光学部

観光学科

(2) 玉川学園高等部(学校教育法による高等学校)

全日制課程普通科

- (3) 玉川学園中学部（学校教育法による中学校）
- (4) 玉川学園小学部（学校教育法による小学校）
- (5) 玉川学園幼稚部（学校教育法による幼稚園）

第4章 役員及び理事会

（役員）

第5条 本法人には、次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。

（役員を選任）

第6条 前条第1項第1号に規定する理事7名は、次の各号に掲げる者とし、理事会において選任する。

- (1) 本法人の設置する学校の学長又は校長のうちから選任された者1名
- (2) 評議員のうちから選任された者2名以上4名以内
- (3) 本法人に関係ある学識経験者2名以上4名以内

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長若しくは校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 監事を選任は、評議員会及び理事会の同意を得て理事長が選任する。

4 監事は、本法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）、評議員又は職員（本法人の設置する学校の学長、校長、教員その他の教員を含む。以下同じ。）を兼ねてはならない。

5 役員のうちには、各役員について、その親族その他特殊の関係ある者が1人をこえて含まれることになってはならない。

6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員任期）

第7条 役員任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行うものとする。

（役員解任及び退任）

第8条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 次に定めるいずれかの事由に該当するに至ったとき

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受け免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

エ 免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入したもの

（役員報酬）

第9条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第10条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第11条 理事長以外の理事は、本法人のすべての業務について、本法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第12条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第13条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 本法人の業務を監査すること

(2) 本法人の財産の状況を監査すること

(3) 本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

(6) 本法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第14条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示し、理事会の招集を請求された場合には、請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会の招集にあたっては、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面によりあらかじめ通知しなければならない。

6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

7 理事会は、本寄附行為に別段の規定のある場合のほかは、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

8 前項の場合、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

9 理事会の議事は、法令及び本寄附行為に特別の規定のある場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 前項の場合には、議長は理事として議決に加わることができない。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第15条 本法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員15名をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 5 評議員会の招集にあたっては、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面によりあらかじめ通知しなければならない。
- 6 評議員会に議長を置く。議長は評議員の互選とする。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決をすることができない。
- 8 前項の場合、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 前項の場合においては、議長は評議員として議決に加わることができない。

(諮問事項)

第16条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (6) 収益事業に関する重要事項
- (7) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会で必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第17条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第18条 第15条第2項に規定する評議員15名は、次の各号に掲げる者とし、理事会において選任する。

- (1) 本法人の職員のうちから選任された者5名以上7名以内
 - (2) 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任された者3名以上5名以内
 - (3) 本法人に関係のある学識経験者のうちから選任された者3名以上5名以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、職員の職を退いたときは評議員の職も失うものとする。
- 3 評議員の選任にあたっては、各評議員についてその1人及びその親族その他特殊の関係がある者の数が、評議員総数の3分の1をこえてはならない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は、5年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 評議員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第20条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員会において評議員総数の3分の2以上の議決及び理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由により退任する。
- (1) 任期満了

(2) 辞任

第6章 資産及び会計

(資産)

第21条 本法人の資産は、財団法人玉川学園設立当初小原國芳の寄附に係る財産及びその後取得した財産を基とするもので、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第22条 本法人の資産は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産に区分する。

- 2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(財産の処分の制限)

第23条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第24条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第25条 本法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第26条 本法人の会計は、学校法人会計基準による。

- 2 本法人の会計は、学校経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と第33条に規定する収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）とに区分する。

(予算及び事業計画)

第27条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第28条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第29条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第30条 本法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の書類及び第13条第3号の監査報告書を事務所に備えておき、本法人の設置する学校に在学する学生その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第31条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第32条 本法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 収益事業

(収益事業)

第33条 本法人が行う収益事業は、次のとおりとする。

(1) 出版業

(2) 教育用品小売業(図書を含む)

2 収益事業の経営は、本法人の設置する学校の教育に支障があってはならない。

3 収益事業から生じた収益は、本法人の設置する学校の目的以外の目的に使用してはならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第34条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決

(2) 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決

(3) 学校法人若しくは専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人との合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由における解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第35条 本法人が解散した場合の残余財産は、国・地方公共団体又は他の学校法人のうちから、理事会において理事総数の3分の2以上の議決によって選定したものに帰属する。

(合併手続)

第36条 本法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第37条 本法人の寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の同意を得た上、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(書類等の備付)

第38条 本法人は、第30条第2項の書類等のほか、次に掲げる書類を、常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 寄附行為

- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
 - (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (4) その他必要な書類及び帳簿
- (公告の方法)

第39条 本法人の公告は、事務所前の掲示板に掲示して行う。

(施行細則等)

第40条 この寄附行為施行について必要な細目は、理事会において別に定める。

附 則

本法人組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

東京都南多摩郡町田町本町田4, 050	理事長	理事	小原 信
同所同番		理事	田中末廣
同所同番		同	前田浩一
同都同郡同町本町田3, 746		同	小原末武
同都同郡同町本町田3, 966		同	清水 清
同都同郡同町森野1, 398		同	室田宇吉
埼玉縣北足立郡指扇村指扇424		同	久住秀之助
東京都澁谷区代々木初台町629		監事	曾木實壽
同都世田谷区成城町629		同	津下統一郎

附 則 (昭和58年8月31日)

この寄附行為の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月18日)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日 (平成7年5月18日) から施行する。

附 則 (平成12年8月4日)

平成12年8月4日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(玉川大学農学部農学科ならびに農芸化学科の存続に関する経過措置)

玉川大学農学部農学部農学科ならびに農芸化学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成12年12月21日)

平成12年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月1日)

平成13年8月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月20日)

平成13年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月30日)

平成14年7月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月31日)

平成15年7月31日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月19日)

平成16年1月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月2日)

平成16年3月2日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月27日)

平成16年1月27日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行

する。

附 則（平成16年11月30日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則

平成16年11月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成17年1月27日）

平成17年1月27日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月3日）

平成18年3月3日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日）

平成18年9月28日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

平成18年3月3日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月2日）

平成19年3月2日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日）

平成20年3月7日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日）

平成21年3月5日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月30日）

平成21年7月30日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月9日）

平成22年8月9日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22年9月14日）

平成22年9月14日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年2月1日）

平成24年1月23日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

平成24年3月2日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

平成24年5月23日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

平成25年1月30日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

平成25年3月5日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

平成26年3月3日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

平成26年3月3日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

平成28年3月4日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

平成28年3月4日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成29年3月10日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

平成30年3月9日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

平成31年3月4日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。